

工作物及び障害物に関する処理について（通知）

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

現在、行方不明者の捜索と道路復旧を中心とした作業を行っており、災害に伴う漂着した工作物及び障害物の除去を進めながら、作業の推進を図っております。

つきましては、より一層円滑な復興業務の遂行のため、平成23年4月5日（火）から、原則として被災地域を対象に、現存する有価財産（家屋及び自動車）等の除去について、所有者との現地確認を行わずに移動又は処分を行いますので、所有者の皆さまにおかれましては、御理解と御協力いただきますようお願いいたします。

現状においては、災害に伴う工作物及び障害物が広範囲に分散しており、所有者の確認作業が難航しております。

なお、下記の記載事項をご覧の上、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

平成23年3月29日

大槌町災害対策本部

大槌町職務代理者 副町長 [REDACTED]

記

1 注意事項

- (1) 作業中に所有者が判明可能な物品（財布等）を発見した場合は、所管の警察署に届出ます。
- (2) 個人の財産を搬出される場合には、平成23年4月4日（月）までの完了をお願いします。
- (3) 平成23年4月5日以降の工作物及び障害物の除去につきましては、町で一切の瑕疵責任を負いませんのでご注意ください。

2 問合せ先

大槌町災害対策本部(中央公民館) 電話： [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED] (衛星電話)